

第8回線引き見直しについて

葉山町都市経済部都市計画課

線引きとは

線引きは、神奈川県がおおむね10年後の将来人口予測のもと、都市計画区域について「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などを都市計画に定めるとともに、無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分するもので、都市計画の根幹をなすものです。

第8回線引き見直しの対象

- (1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (2) 区域区分

「都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針」とは

葉山町が定める都市計画マスタープランは、
県の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方
針」に即して策定されており、神奈川県と県
内の各市町は、連携して案を作成します。

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

【見直しの基本的な考え方】

前回線引きと同じ葉山町都市計画マスタープランに基づき作成しているため、神奈川県が定めた全県共通の見直し基準のよる変更に残り、今回の変更は防災関係が主なものとなっています。

【主な記載内容】

- 地域の実情に応じ防災・減災対策を通じたリスクの軽減を図る。
- 災害レッドゾーン内では、原則、都市的土地利用をしない。

区域区分（市街化区域・市街化調整区域）とは

区域区分とは、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めるものです。

区域区分

(市街化区域・市街化調整区域)

【見直しの基本的な考え方】

県が算出した人口フレームに収まっているため、区域区分の見直しは行いません。

今後の流れ

令和6年度

令和7年度

